

## 趣旨

高等教育費により理想の子供数を持たない状況を払拭するため、令和7年度から、多子世帯の学生等について授業料等を無償化することとした「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、大学等における修学の支援に関する法律を改正し、**多数の子等の教育費を負担している世帯**における**負担の軽減**を図るため、**当該世帯の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設**する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 法律の目的の見直し【第1条関係】

法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することとする。

### 2. 授業料等減免の対象者の追加【第4条関係】

授業料等減免の対象者として、

- ① 低所得者世帯の学生等（学生等及びその生計維持者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にある学生等）に加え、
- ② 多子世帯の学生等（3人以上の子等の生計維持者に生計を維持されている子等である学生等）を対象とする。

※多子世帯の学生等については、所得制限なし。

### 3. 認定手続等に関する規定の整備【第5条・第6条関係】

学生等が授業料等減免を受けるために必要な認定の手続や、認定事由が変わった場合の変更認定の手続規定を整備する。

### 4. 授業料等減免についての配慮事項の新設【第15条関係】

国は、低所得者世帯の学生等に係る授業料等減免については、独立行政法人日本学生支援機構法に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

※学資支給（給付型奨学金）は、これまでと同様に独立行政法人日本学生支援機構法に基づき実施。

## 施行期日

**令和7年4月1日**【附則第1条関係】